

# ライチョウ保護管理の実施

松本・上高地森林事務所 ○川崎 秀親  
小谷森林事務所 百瀬 厚

## 要 旨

平成4年に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定され、林野庁が「国内希少野生動植物種」の保護管理事業を実施することになり、長野営林局ではライチョウが指定された。松本営林署では、白馬岳・穂高岳周辺の指定区域内において、入り込み者の多い時期を中心に、保護管理事業として、巡視や登山者への啓蒙活動を実施している。この区域の登山者に対し意識調査を実施したので報告する。

## はじめに

平成4年に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」が制定されたことなど、近年、希少な野生動植物の保存に対する国民の要請が一層高まっている状況にある。

このようななかで、松本営林署管内においては、希少野生動植物種として政令指定された、ライチョウについて、保護管理事業として、巡視や登山者への啓蒙活動を平成6年度から委託により実施している。

そこで、より効果的な保護管理事業を実施していくため、今後どのような方法で具体的な事業を展開していくかを明確にする必要があることから、登山者に対して、ライチョウに関する意識調査を実施し、取りまとめたので報告する。

## 1 現状と問題点

ライチョウは限られた地域に生息し、「なわばり」は繁殖生活と日常生活に必要な不可欠な環境条件のすべてが、必要な面積をもって整っていないなければならないなど、生息環境条件が限定される。

ライチョウの生息地の中でも北アルプスは、豊かな山岳景観を呈していることなどから、登山のメッカとして入り込み者が多く、登山者等によるハイマツや高山植物の踏みつけや投げ捨てた残飯等が集まる天敵の増加等、生息環境の悪化が著しい状況にあるといわれており、ライチョウの生息環境の保護対策が急務となっている。



写-1 ライチョウ雄

松本営林署で実施しているライチョウ希少野生動植物種保護管理事業の区域は、白馬岳山頂から白馬尻にかけての白馬岳高山植物群落保護林約 1,300haと、上高地の横尾を中心として、穂高連峰・大天井岳・常念岳・蝶ヶ岳等に囲まれる、上高地特定地理等保護林約 7,800haである。

現在実施している保護管理事業の具体的内容は

- (1) 登山者への啓蒙活動
- (2) 繁殖地への立ち入り禁止柵等維持管理
- (3) 登山道以外への立ち入り禁止柵等の設置及び維持管理
- (4) 巡視日報による生息固体の確認

等であり、実施時期はライチョウの繁殖期である7月～8月である。

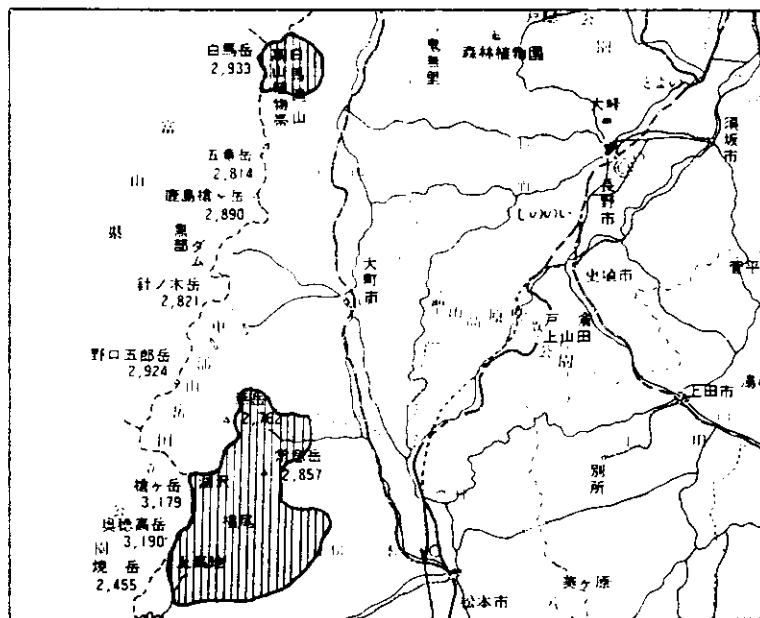


図-1 位置図

## 2 意識調査の実施

### (1) 目的

今回の登山者への意識調査は、ライチョウの保護管理事業をより効果的に実施していくため、登山者がライチョウに対し、どの程度の知識を持っているのか、また、保護活動に対してどのような意見・要望を持っているのかなどを把握し、今後の事業の具体的展開方法を明確にすることを目的として実施した。

### (2) 方法

調査方法は、職員による登山者への直接聞き取り及び山小屋へ意識調査用紙を配布し、宿泊者等の自主的アンケートをお願いし、回収することとした。

### (3) 調査内容

調査内容は基礎調査として登山者の性別・年齢・登山目的等の調査、登山者のライチョウに対する知識調査として、ライチョウの法的規制・生活形態・生息数等についてのアンケート、現地環境に対する意識調査として、現地の保護状況・ゴミ処理状況等についての調査を実施した。

調査に協力した登山者は、1, 269人となり、予想以上に多くのデータを得ることができた。

## 3 調査結果

回収したアンケート内容をパソコンを使用して、データベースソフト桐に入力し分析した。まず、ライチョウが法的に保護されていることを知っているかどうかについての調査として、天然記念物・希少野生動植物種に指定されていることを知っていますかの問いに対して、天然記念物であることは92%と、ほとんどの人が知っていたが、希少野生動植物種として指定されていることについては

47%と、半数以下にとどまった。

これは種の保存法が4年に制定され、まだ2年しか経過していないことが原因となっていると思われる。

(図-2)

次にライチョウに対する基本的知識の調査として、ライチョウの生息地・食べ物・天敵等の生活形態について質問した。生息地・食べ物・天敵のすべてを知っていると答えた人は、全体の21%に止まり、特に20歳未満では8%、20歳代は16%と低い数値となった。

また、ライチョウの天敵として人間と答えた人が25%もあり、ライチョウに対して人間が何らかの悪影響をおよぼしていると感じている人が数多くいることがわかった。

次にライチョウに対する詳しい知識として、遺留鳥であること・生息数・ヒナの成育率について質問した。三点とも知っていた人は全体の9%と非常に少ない状況にあったが、60歳以上の登山者は21%と5人にひとり知っているという結果がでた。(図-3)

以上のことから、ライチョウが法的に保護されていて貴重であるということは漠然と承知しているが、ライチョウの生息数やヒナの成育率がどの程度であるかなどの現状については、知られていない状況にあることがわかった。(図-4)

次に現地環境に対する意識調査の結果を分析した。保護パトロー

ル員がいることを知っていますかという問いに対して、以前から知っていると答えた人は59%、今回知った人が24%、知らないと答えた人が17%となっており登山者のほとんどが、パトロール員

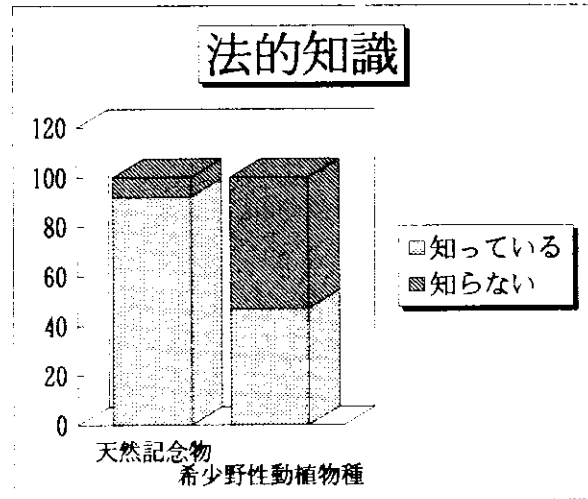


図-2 法的知識

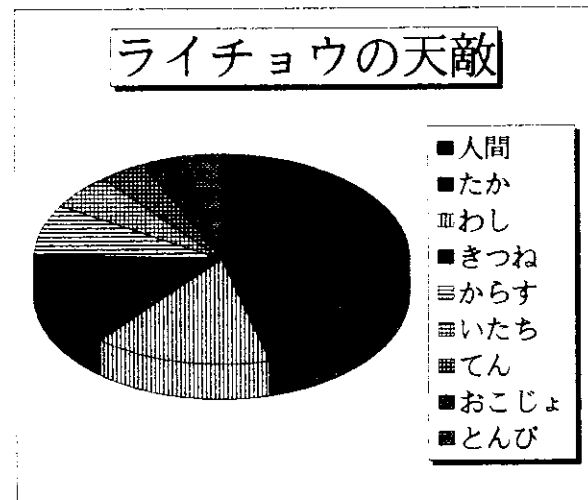


図-3 ライチョウの天敵

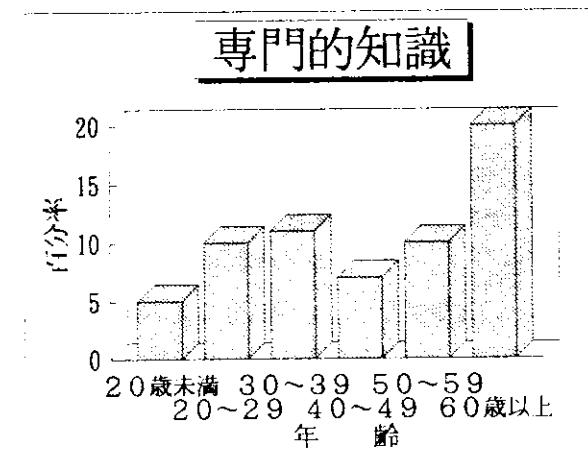


図-4 専門的知識

を意識していることがわかった。

またこれを登山歴別にみると、登山歴が長い人ほど知っており、特に登山歴10年以上の人の約90%が以前から知っている又は今回知ったと答えている。登山歴1年未満でも44%の人は今回の登山で知ったと答えており、保護パトロール員の活動が登山者にはほぼ浸透しているものの、登山しない人には保護活動のPRが不足していることがわかった。(図-5)

次に現地のゴミ処理状況をどう思いますかという問いに対して、大変良いと答えた人は33%、良いと答えた人が42%、まあ良いが20%、良くないと答えた人はわずか5%であった。(図-6)

またゴミ処理の方法に対する意見を聴取したところ、個々が持ち帰るべきだと答えた人は87%で特に50歳以上、登山歴10年以上の人に多かった。その他、持ち帰りには限界があるため、山小屋が処理すべきである、ゴミ捨て場を設置すべきである、国や地方公共団体が責任を持つべきであるなどの意見があり、これらの場合、有料となってもしかたがないと答える人が大半を占めた。(図-7)

この他ライチョウ保護に対する意見として

- (1) 保護についてのPRをもっとすべきである。
- (2) 入山者の人数規制をすべきである。
- (3) 入山者から入山料を徴収したらどうか。
- (4) 立入り禁止区域の明確化を図るべきである。
- (5) 違反者への罰則をもっと厳しくすべきである。

などがあった。

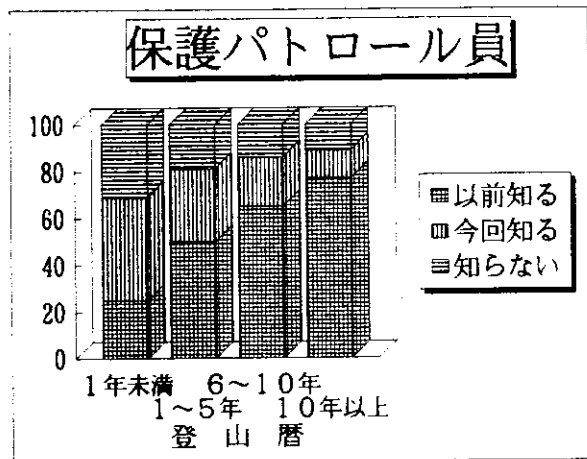


図-5 保護パトロール員

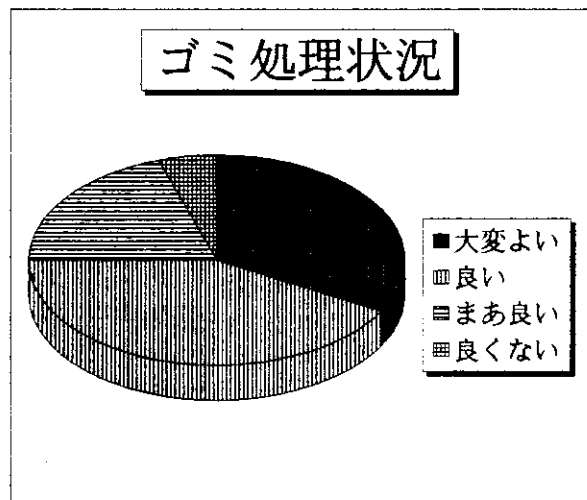


図-6 ゴミ処理状況

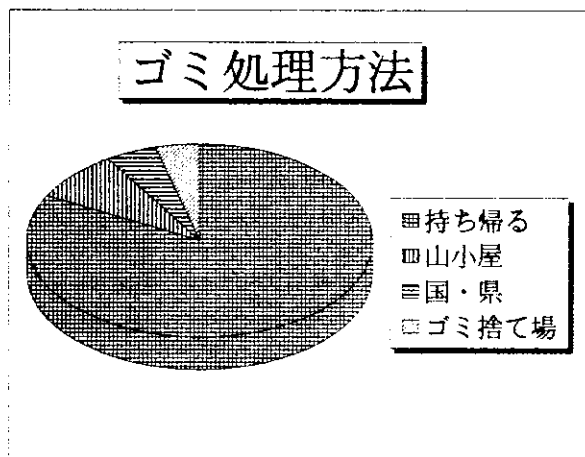


図-7 ゴミ処理方法

おわりに

今回のアンケート調査の結果、現地での啓蒙活動や維持管理活動も大切な事業であるが、まだまだライチョウ保護についての一般の人達へのPR不足を実感した。そこで今後はライチョウ保護管理事業の一環として、次のような方法でPRに力をいれていきたいと考えている。

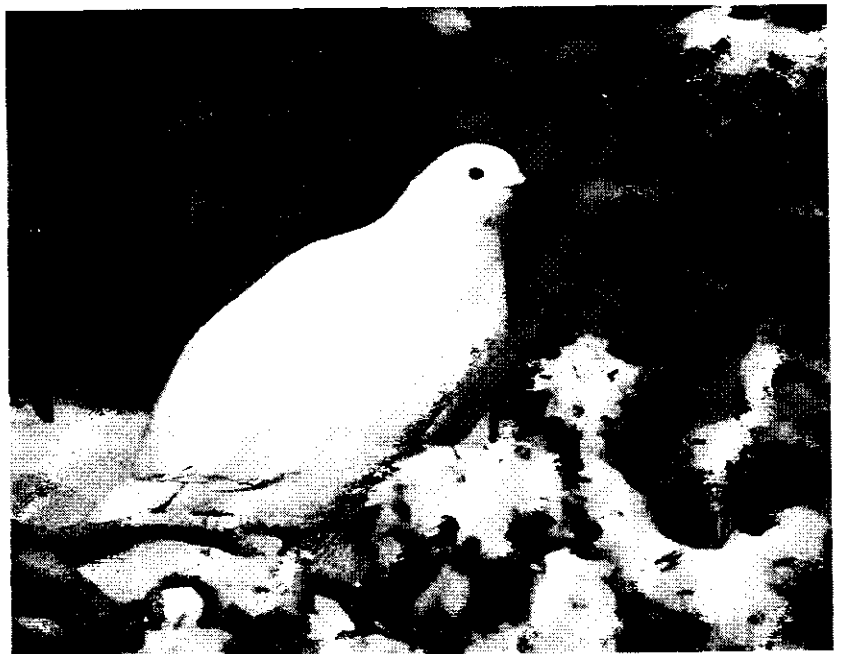


写-2 ライチョウ雄・冬

- (1) 登山者やハイカー等が利用するバスやタクシーの中で音声によりマナー向上をうったえる。
- (2) 登山者が利用する山小屋等でVTRを利用し、ライチョウの生態等をPRする。
- (3) ハイカー等が立ち寄る休憩所や宿泊施設等へパンフレットを置く。
- (4) 現在も制札によるPRを実施しているが、非常に効果があるので、今後更に充実していく。

今回の発表のために作成したビデオも多少編集を加え、今後のPR活動に有効に利用していくこととしたい。

最後に意識調査に協力して下さった大勢の人達に感謝すると共に「保護活動ご苦労様、頑張って下さい」などと非常に多くの人に声をかけて頂き、勇気づけられたことを報告すると共に、今回の調査の結果を考慮に入れ、今後のライチョウ保護管理事業をより充実したものにしていきたい。



写-3 ライチョウ雌・冬